

平成22年9月28日

10月衆議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(参考)

1. 平成18年6月の公職選挙法の一部改正により、平成19年6月1日以降に行われる国政選挙に伴う在外選挙から、衆・参比例代表選挙に加えて(小)選挙区選挙とそれらの補欠選挙・再選挙にも投票できることになりました。

2. 在外選挙における投票方法は、次の3つの方法があります。

(1) 在外公館投票(海外の日本大使館、総領事館及び出張駐在官事務所に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法)

(2) 郵便等投票(在外公館を経由せず、登録先の国内市区町村選挙管理委員会に対して投票用紙等の交付申請を行い、入手後、告示日の翌日以降に投票用紙に記入して、再び登録先の選挙管理委員会へ直接郵送して投票する方法)

(3) 日本国内における投票(一時帰国等の際に、在外選挙人証を提示して、国内の一般の選挙人と同様に国内の投票方法を利用して投票する方法)

3. 補欠選挙における在外公館投票は、原則として、対象選挙区の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人が1人以上いる在外公館(出張駐在官事務所を含む)において実施されますが、安全上の理由等により実施しない在外公館もあります。

4. 在外選挙における補欠選挙はこれまでに、平成19年7月の参議院議員通常選挙と同時に実施された衆議院議員補欠選挙(岩手県第1区及び熊本県第3区)、平成20年4月の衆議院議員補欠選挙(山口県第2区)、平成21年10月の参議院議員補欠選挙(神奈川県及び静岡県)で実施されており、今回が4回目となります。